

チェック、情報セキュリティ!

インターネットを利用するうえで、コンピュータのセキュリティ対策は重要です。



ID・パスワードの管理は大丈夫ですか？

インターネットをはじめとした、ネットワークを利用するうえで、IDやパスワードは、個人を認識するために重要なものです。つぎの点に注意し、IDやパスワードの管理の徹底に努めましょう。

- IDやパスワードなどの情報を求めるサイトやメールに注意する。
- パスワードは定期的に変更し、推測されやすい設定にしない。
- 不正に他人に利用された場合は、契約プロバイダ等に速やかに連絡する。



情報の管理は大丈夫ですか？

インターネット上には、コンピュータに障害を与えるコンピュータウイルスやファイル共有ソフトなど、コンピュータ内の大切な情報を知らないうちにインターネット上に流出させるプログラムが存在します。

こうしたトラブルに遭わないために、つぎの点に注意しましょう。

- ウィルス対策用ソフトを導入し、定期的に更新する。
- 各種OSやアプリケーションソフトの定期的なアップデートを実施する。
- 不審なメールは開かず削除する。
- 信用のおけないソフトウェアをインストールしない。
- 重要な情報は、インターネットに接続されたコンピュータ内に保存しない。

といった対策を取り、情報の管理に努めましょう。



無線LANのセキュリティ対策は万全ですか？

無線LANは、コンピュータとモデムの間をLANケーブルで接続せず、電波で通信するため、配線が少なく便利なものです。その反面、他人から電波を盗聴されネットワークを不正使用される恐れがあります。

無線LANを使用する場合は、

- データを暗号化する。
- 指定したパソコンしか利用できないように設定し、他人から不正使用されないようにする。

などの自己防衛対策を取りましょう。

サイバー犯罪に関する相談は、
最寄りの警察署や
長崎県警察サイバー犯罪対策室に
ご相談下さい。

電話**095-820-0110**（内線3493、3494）
メールアドレスcyberpolice@police.pref.nagasaki.jp

長崎県警察サイバー犯罪対策室
長崎県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会



フィルタリングで子どもを
有害情報から守りましょう！

長崎県警察サイバー犯罪対策室
長崎県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会



フィルタリングで子どもを有害情報から守りましょう!

子どもの有害情報閲覧防止のため、子どもが使用する携帯電話やコンピュータにフィルタリングを導入し、また、導入したら安易に解除しない。



フィルタリングを導入する。



フィルタリングってどういうもの？



フィルタリングとは、子どもに見せたくない有害なホームページ等にアクセスしようとした場合、自動的にその通信を遮断するもので、この機能を有するソフトウェアをフィルタリングソフトと呼んでいます。子どもに見せたくないアダルトサイトや出会い系サイトなど有害なサイトの閲覧防止について有効な手段の一つです。



フィルタリングはどうやってするの？



家庭で使用するコンピュータの場合は、市販されているフィルタリングソフトを導入する方法と、インターネット接続契約しているプロバイダが提供するフィルタリングサービスを利用する方法があります。携帯電話であれば、各電話会社が無料で提供しているフィルタリングサービスを利用することができます。携帯電話会社では、18歳未満の子どもが利用する携帯電話には原則として契約時にフィルタリングサービスを提供しています。詳しくは、各携帯電話会社ホームページや販売店で確認して下さい。



フィルタリングの方式にはどのようなものがあるの？



フィルタリングの方式の代表的なものとしてホワイトリスト方式とブラックリスト方式があります。

ホワイトリスト方式

子どもにとって安全と思われるサイトにのみアクセス可能で、それ以外のサイトへのアクセスを制限する方式。

ブラックリスト方式

出会い系サイトやアダルトサイトなどの、子どもに有害な特定のカテゴリに属するサイトへのアクセスを制限する方式。



フィルタリングをしていれば大丈夫？



フィルタリングは、子どもの有害情報閲覧防止のための有効な手段の一つでしかありません。子どもが自ら、インターネット上の情報を見極め、インターネットを適切に活用できる能力を家庭で習得させる必要があります。

インターネット上には、子どもに見せたくない有害な情報が氾濫しています。そのため、子どもが安全に安心してインターネットを利用できるよう対策を取りしっかりと見守る必要があります。

子どものインターネット利用に关心を持つ

子どもが使用する携帯電話やパソコンを確認し、子どもがどのような情報を閲覧、発信しているか利用状況を把握する。

インターネットの利用についてルールを決める。

インターネットの利用について家庭で子どもと話し合い、ルールを決める。

ルール作りのポイント

- 自分や他人の個人情報をネット上に公開しない。
- ネット上に他人を誹謗中傷するような書き込みや電子メールを送信しない。
- 利用時間を決め、生活習慣を崩さないようにする。
- ネットを通じて知り合った人と安易に会わない。
- 困った事があったらすぐに相談する。

平成21年4月1日に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、保護者の責務として

- 18歳未満の子どもが利用する携帯電話やパソコンへのフィルタリングの導入。
- 子どものインターネット利用状況の把握と、子どもが適切にインターネットを活用できる能力の習得に努める。ことが義務づけられています。